

平成 23 年 4 月 25 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 濱尾 宏

「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する
検討状況の整理」に対する意見

貴委員会から平成 23 年 2 月 25 日に公表された「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「検討状況の整理」という。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

（質問1）複合商品の主契約（第7項及び第52項参照）

第7項では、デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものだけでなく、金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものすべてを会計基準（案）の対象としています。このため、複合商品の主契約が非金融商品である場合も、本会計基準（案）に従って、区分処理の要否を判断することとしています。このように主契約が金融負債以外のものを会計基準（案）の対象とすることについて、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

1. 複合商品の主契約

（コメント）

主契約が金融商品であるか否かによらず、複合商品の区分処理の要否を判断することが適切であると考えられること、また、コンバージェンスの観点からも包括的な基準として非金融商品を含めることは適切と考える。

ただし、リース契約、保険契約等の非金融商品については、現在検討中で会計基準が固まっていない状況にあり、金融商品会計基準の対象とすることについては実務的な影響等を含め慎重な検討が望まれる。

（質問 3）複合商品の区分処理（第 13 項から第 18 項参照）

第 13 項及び第 14 項において、複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規準により、区分処理の要否を判断することとしています。他方、第 17 項において、複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、この点について特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案（【案 1】）、及び、区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案（【案 2】）の 2 つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

2. 複合商品の区分処理

（コメント）

複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合であっても、特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案（【案 1】）を採用することが適切であると考えます。

（理由）

複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規準により、区分処理の要否を判断することとされており、現行基準における判断の容易性よりも原則的な考え方を重視した点について、適切な規準であるものと考えます。

また、我が国の現行基準で認められている、管理上、組込デリバティブを区分している場合に組込デリバティブの区分処理を認める考え方についても、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否かという原則から外れているものと考えられる。このような特例を設けることによって、経営者の意図が会計処理に影響を及ぼすことになり、比較可能性の観点からも適切ではないものと考えます。

（質問 4）金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング（第 24 項参照）

第 24 項では、(1) 第 12 項により公正価値オプションが適用された金融負債、(2) 第 16 項により公正価値オプションが適用された複合商品、(3) 第 18 項により公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された複合商品に関して、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案 A】）と純損益に認識する（リサイクリングを要求する）案（【案 B】）の 2 つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか

3. その他の包括利益のリサイクリング

(コメント)

その他の包括利益（累計額）で認識された金額について、その後の純損益への振替えを認めるか否かについては、既存の会計基準等の定めとの関係が整理される必要があると考えられ、当該論点に関しては、企業会計基準委員会での十分な議論が行われる必要があると考える。

(理由)

信用リスクの変動に起因する評価差額をその他の包括利益に表示するとした場合に、リサイクリングを禁止する案（【案 A】）を採用するかどうかという点は、我が国の会計基準全体として、リサイクリングを行わない会計処理を認めるか否かという非常に重要な論点であり、個別の会計基準の問題として議論されるべきではないと考える。

実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」脚注 3 においては、我が国の会計基準に共通する考え方として「当期純利益と株式資本との連繋」が掲げられており、【案 A】を採用した場合には、この記述と整合しないこととなるため、この点に関して十分な議論がなされるべきと考える。

また、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」の導入により、我が国でも包括利益が財務諸表に表示されることとなるが、こういった項目をその他の包括利益で認識すべきか、また、こういった項目に関してはその他の包括利益累計額からのリサイクリングが行われることなく利益剰余金への振替えが行われるべきか、といった点についても、基本的な概念、考え方の定義や整理が必要ではないかと考える。

以下は検討状況の整理第 6 項に掲げられた質問以外に対するコメントである。

4. 付随費用の定義（検討状況の整理第 20 項）

(コメント)

検討状況の整理では、付随費用が明示的に定義されておらず、単に「(支払手数料等)」と記載されているのみである。

そのため、実務上の多様性を排除し、企業間の比較可能性を担保するために、付随費用の定義を会計基準に定め、その範囲が実務に資する程度に明確化されるべきではないかと考える。

5. 金融保証契約、及び、市場金利よりも低い金利を貸出条件とする貸出コミットメント（検討状況の整理第 21 項）

(コメント)

当初認識後の測定として前受収益として繰り延べられるべき残高の算定方法を明確化し、また、当初認識時の測定（検討状況の整理第 20 項）との関係を説明することが望まれる。

以 上